武雄市告示第63号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第１９条第１項の規定により、都市計画を決定したので、同法第２０条第１項の規定により、次のとおり告示し、同条第２項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和２年４月１７日

武雄市長　小　松　政

1　都市計画の種類
武雄都市計画特別用途地区

2　都市計画を定める土地の区域
武雄市武雄町大字武雄、大字永島の一部

3　縦覧場所
武雄市まちづくり部都市計画課

武雄都市計画特別用途地区の決定（武雄市決定）

都市計画特別用途地区を次のように決定する。

種類	面積	備考
白岩運動公園地区	約 20 ha	（建築してはならない建築物） 観覧場（競技場その他の運動施設に付帯するものに限る。）及び公園施設（都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条第 2 項に規定するものをいう。）、並びに都市公園法第 6 条の規定により公園管理者の許可を受けたもの以外の建築物

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

白岩運動公園は、青少年の心身の育成とスポーツの振興を図るため、昭和 45 年に市中心部の自然環境に恵まれた丘陵地に都市計画決定した都市公園（運動公園）です。

当該公園は、昭和 51 年に開設され、現在、公園施設として、体育館、野球場、陸上競技場、ゲートボール場、相撲場、弓道場等が整備されています。

また、現在策定中の第二次武雄市国土利用計画において、当該公園は「スポーツレクリエーション施設の拠点」に位置付けられる予定です。

しかし、現在の用途地域「第 2 種低層住居専用地域」では、「スポーツレクリエーション施設の拠点」としての機能を高める施設の整備ができない可能性があることから、上位計画である国土利用計画に即した土地利用を誘導するため、用途地域を「第 2 種低層住居専用地域」から「近隣商業地域」に変更するものです。

なお、当該公園周辺は、低層住宅の良好な環境を守るための「第 2 種低層住居専用地域」であることから、周辺地域の住環境を保護するため、用途地域の変更にあわせて、観覧場及び公園施設以外の建築物の立地を制限する特別用途地区（白岩運動公園地区）を都市計画に定めます。

武雄都市計画　特別用途地区の決定
図-2　計画図
S＝1:2, 500

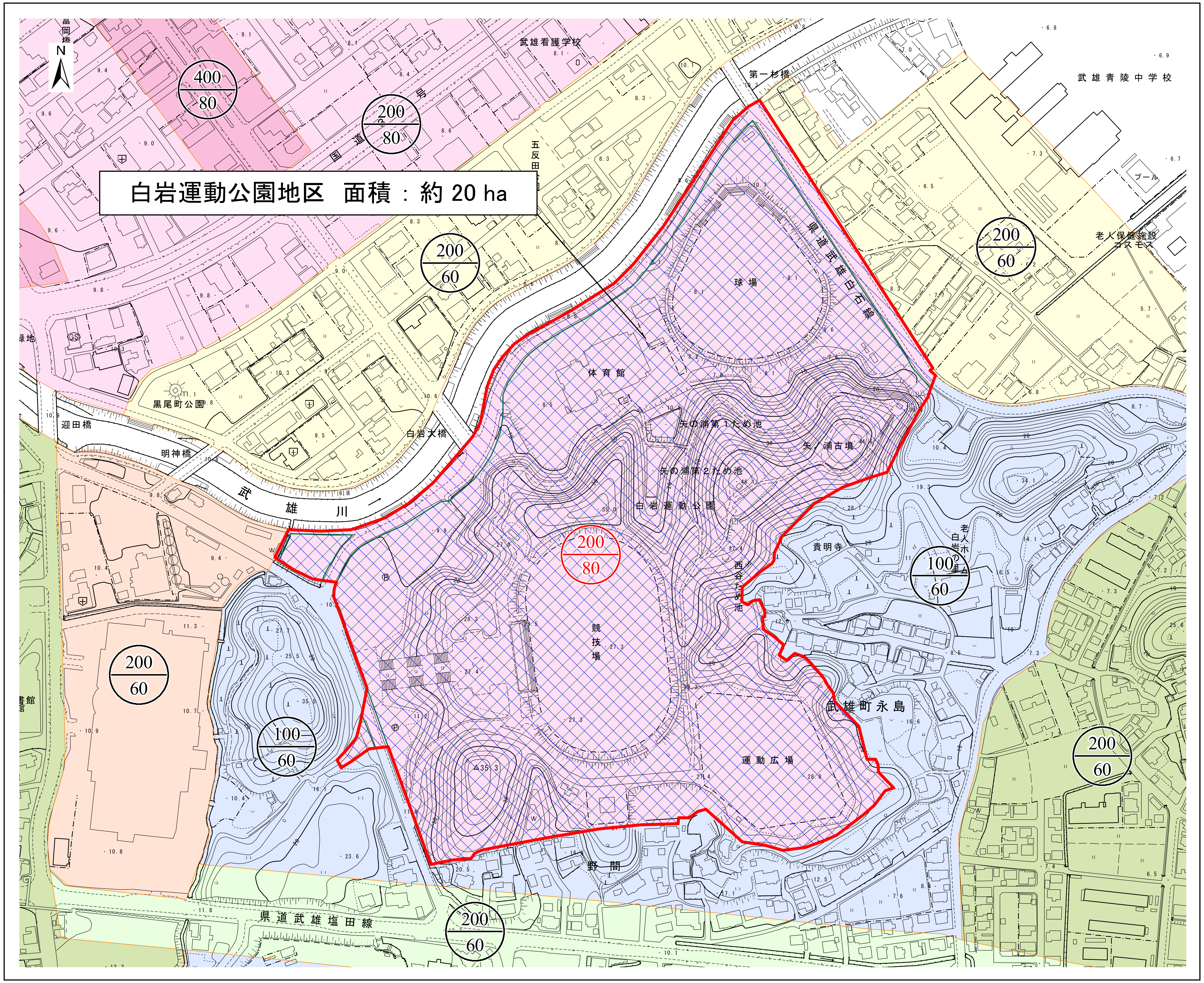

0　50　100　200　300　400　500 m

凡例

- 特別用途地区決定区域
- 白岩運動公園地区
- 白岩運動公園

用途地域

- 第二種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域